

第2編 普通免許状の取得方法

第1章 小学校教諭の普通免許状

第1節 大学卒業等による免許状の取得方法（免許法第5条別表第1）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と小学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学における単位修得が必要です。

1 基礎資格及び最低修得単位数

所要資格 免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数（注）1	左記の最低修得単位数とは別に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションについて各2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作について、2単位の修得が必要。
		教科及び教職に関する科目	
専 修 免 許 状	修 士 の 学 位（注）2	8 3	
1 種 免 許 状	学 士 の 学 位	5 9	
2 種 免 許 状	短期大学士の学位（注）3	3 7	

（注）1 最低修得単位数は、小学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」26単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

2 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

3 「短期大学士の学位」には、大学又は文部科学大臣の指定した教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合も含まれます。

4 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」の適用を受ける者は、特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等の体験が必要です。

5 2種免許状を有し → 1種免許状

1種免許状を有し → 専修免許状

を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、有する免許状（所要資格を得ている場合も含む。）に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 単位の修得方法

教科及び教職に関する科目	左の各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数	
			専修 1 種	2 種
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項（注） 1		3 0	1 6
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）			
	専修 1 種	国語等 1 0 教科の指導法に関する科目 各 1 単位以上		
	2 種	国語等 1 0 教科のうち 6 教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作、体育のうち 2 教科以上を含む。） 各 1 単位以上		
教育の基礎的理解に関する科目 （注） 6 ①	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（注） 2			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）（注） 3			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 （注） 6 ②	道徳の理論及び指導法 （注） 4	専修・ 1 種 2 単位以上 ----- 2 種 1 単位以上	1 0	6
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 （注） 2			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	教育実践に関する科目	教育実習（事前及び事後の指導 1 単位を含む。） （注） 5、6 ③		
教職実践演習（注） 6 ④		2	2	
大学が独自に設定する科目			（注） 7	

(注) 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、国語 (書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語 (英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語

に分ける。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得することが必要です。

- 2 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上を修得することが必要です。
- 3 教科及び教職に関する科目は、それぞれ各科目に含めることが必要な事項について全ての事項を含んで修得することが必要です。

ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含むことは要しません。

- 4 「道徳の理論及び指導法」は、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合は2単位以上、2種免許状の授与を受ける場合は1単位以上を修得することが必要です。
- 5 「教育実習」は、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とし、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導1単を含みます。

教育実習については、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))又は幼保連携型認定こども園において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる「各教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」(以下、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。)(教育実習を除く)の単位をもって替えることができます。

教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることはできません。

- 6 中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合
 - ① 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位(2種免許状の授与を受ける場合は6単位)まで、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎的理解に関する科目」の単位を充てることができます。
 - ② 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位を充てることができます。
 - ③ 「教育実習」については3単位まで、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位を充てることができます。
 - ④ 「教職実践演習」については2単位まで、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職実践演習」の単位を充てることができます。
 - ⑤ 「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」並びに「教育の方法及び技術」の単位のうち、2単位(2種免許状の授与を受ける場合は1単位)まで、

幼稚園の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をもってあてることができます。

7 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数			
専修免許状	26	1種免許状	2
		2種免許状	2

- ① 専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」26単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、10頁の「2 単位の修得方法」の表に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得することが必要です。
- ② 1種免許状又は2種免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」については、同表に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得することが必要です。

第2節 教員歴と単位修得による免許状の取得方法（免許法第6条別表第3）

小学校教諭普通免許状所有者が、小学校教員としての在職年数と単位修得により上級の小学校教諭普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

1 小学校教諭1種免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

(1) 短期大学卒業等で2種免許状を有する者（県教委規則別表第1）

基礎となる免許状		小学校教諭2種免許状							
在職年数（注）1		5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数（注）2		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1
国語等10教科の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。									
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（注）3		21	18	16	14	12	10	8	7
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	各教科の指導法に関する科目	6	5	5	4	3	3	2	2
	教育の基礎的理解に関する科目	5	4	3	3	3	2	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目（注）4		5	5	4	4	3	3	2	2
備考	最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。								

(注) 1 在職年数及び単位修得は、小学校2種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）教員としての期間です。

また、最低在職年数5年を超える年数には、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事としての在職年数を通算することができます。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法については、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

4 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得することが必要です。

(2) 4年制大学を卒業し2種免許状を有する者（県教委規則別表第2）

次のいずれかの要件を満たす者も含まれます。

①大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者

②大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者

基礎となる免許状		小学校教諭2種免許状			
在職年数（注）1		3	4	5	6
最低修得単位数（注）2		25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		2	2	1	1
国語等10教科の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。					
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（注）3		13	12	10	7
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	各教科の指導法に関する科目	6	5	4	3
	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目（注）4		5	4	4	2
備考	最低修得単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。				

(注) 1 在職年数及び単位修得は、小学校2種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）教員としての期間です。

また、最低在職年数3年を超える年数には、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事としての在職年数を通算することができます。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法については、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

4 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得することが必要です。

2 小学校教諭専修免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基 礎 と な る 免 許 状	小 学 校 教 諭 1 種 免 許 状
在 職 年 数 (注) 1	3 年以上
最 低 修 得 単 位 数 (注) 2	1 5 単位以上

(注) 1 在職年数及び単位修得は、小学校 1 種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）教員としての期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 大学院の課程、大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程又はこれと同レベルの認定講習等における「大学が独自に設定する科目」について修得することが必要です。ただし、3 単位までは、「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をもって替えることができます。

第 8 章 隣接校種の教諭の普通免許状

第 1 節 教員歴と単位修得による隣接校種免許状の取得方法

(免許法第 6 条別表第 8 及び免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号)

隣接校種に係る教諭の免許状は、免許法第 6 条別表第 8 又は免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号により取得することができます。

1 免許法第 6 条別表第 8 による隣接校種免許状の取得方法

小・中・高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、その有する免許状に相当する学校の教員としての在職年数と単位修得により、隣接校種の普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

有することを必要とする学校の免許状に相当する学校の教員としての在職年数（注） 1								3 年	
取得しようとする 免許状の種 類	有することを必要とする 学校の免許状 （基礎となる免許状）	最 低 修 得 単 位 数（注） 2							
		教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育 内容の 指導法 に 関する 科目	各教科 の指導 法に 関する 科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（注） 3				大学 が独自 に設定 する科目
					道徳 の理論 及び指 導法	生徒指 導の理 論及び 方法	教育相談（カウ ンセリングに 関する基礎的 な知識を含む。） の理論及び方法	進路指導 及びキャ リア教育 の理論及 び方法	
小 学 校 教諭 2 種 免 許 状	幼 稚 園 教 諭 普 通 免 許 状	—	—	1 0	1	2			—
	中 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	—	—	1 0	—	2			—
中 学 校 教諭 2 種 免 許 状	小 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	1 0	—	2	—	2			—
	高 等 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	—	—	2	1	2			4
高等学校 教諭 1 種 免 許 状	中 学 校 教 諭 普 通 免 許 状 （2種免許状を除く）	—	—	2	—	2			8
幼稚園 教諭 2 種 免 許 状	小 学 校 教 諭 普 通 免 許 状	—	6	—	—	—			—
備 考	1 「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科（保育内容）の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」については、受けようとする免許状の種類ごとに 6 9 頁から 7 0 頁に定めるとおり修得すること。 2 高等学校及び中学校教諭の免許状の授与を受ける場合の免許状に係る教科については 7 0 頁の表によること。								

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。

3 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの事項全てを含んで修得することが必要です。

(2) 小学校教諭2種免許状を取得する場合の「各教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法

①「各教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法については、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図面工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法に関する科目を各2単位以上計10単位以上修得する必要があります。

ただし、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科は除かれますので、除かれた教科以外の教科の指導法に関する科目を修得する必要があります。

(3) 中学校教諭2種免許状を取得する場合の単位の修得方法

①「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法については、17頁の「2 単位の修得方法」と同様に免許教科の種類に応じて、各科目につき1単位以上計10単位以上修得する必要があります。

②「各教科の指導法に関する科目」の単位については、取得しようとする免許教科の指導法に関する科目の単位を修得する必要があります。

③「大学が独自に設定する科目」の修得方法については、中学校の「教科に関する専門的事項に関する科目、取得しようとする免許教科に応じた「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する必要があります。ただし一部免許教科については修得すべき単位は次のとおり定められていますので、次に示した科目の単位を含めて修得する必要があります。

(1) 国語の免許状を取得する場合・・・書道（書写を中心とする。）について1単位以上

(2) 地理歴史の免許を有する者が社会の免許状を取得する場合・・・「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上

※「 」内の事項については、そのうち1以上の事項について修得する必要があります。

(3) 公民の免許を有する者が社会の免許状を取得する場合・・・日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上

(4) 理科の免許状を取得する場合・・・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上

(5) 美術の免許状を取得する場合・・・工芸について1単位以上

(6) 技術の免許状を取得する場合・・・材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ1単位以上

(4) 高等学校教諭1種免許状を取得する場合の単位の修得方法

①「各教科の指導法に関する科目」の単位については、取得しようとする免許教科の指導法に関する科目を修得する必要があります。

②「大学が独自に設定する科目」の修得方法については、高等学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」、取得しようとする免許教科に応じた「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する必要があります。ただし一部免許教科については、修得すべき単位が次のとおり定められていますので、次に示した科目の単位を含めて修得する必要があります。

(1) 地理歴史の免許状を取得する場合・・・日本史、外国史、人文地理学・自然地理学及び地誌のうち1以上の科目について1単位以上

(2) 公民の免許状を取得する場合・・・「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」及び「哲学、倫理学、宗教学、心理学」のうち1以上の科目について1単位以上

※「 」内の事項については、そのうち1以上の事項について修得する必要があります。

(3) 情報の免許状を取得する場合・・・情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上

(4) 工業の免許状を取得する場合・・・工業の関係科目及び職業指導についてそれぞれ2単位以上

(5) 高等学校又は中学校教諭の免許状を取得する場合の免許状に係る教科の対応表（小学校教諭の免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合を除く）。

中学校教諭免許状の教科の種類	高等学校教諭免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
英語（外国語）	英語（外国語）
宗教	宗教

2 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号による隣接校種免許状の取得方法

小・中・高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、その有する免許状に相当する学校の教員としての在職年数に加え、受けようとする免許状に相当する学校の教員としての在職年数がある場合、半数を限度として、3単位にその在職年数を乗じた単位数を修得したものとみなされます。

この方法により、隣接校種の普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

(1) 小学校教諭2種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第7）

免許状の種類		小学校教諭2種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		幼稚園教諭普通免許状		中学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	1	2
最低修得単位数		10	7	9	6
各教科の指導法に関する科目		7	5	7	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	—	—
	生徒指導の理論及び方法	2	1	2	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数には、義務教育学校又は特別支援学校の小学部で勤務した期間を含みます。ただし、休職、育児休業、病欠休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。

3 「各教科の指導法に関する科目」の単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとします。

(1) 最低修得単位数が7単位である場合については、4以上の教科の指導法に関する科目を修得するものとし、4の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち3以上について2単位以上又は5の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとします。

(2) 最低修得単位数が5単位である場合については、3以上の教科の指導法に関する科目を修得するものとし、3の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとします。

(2) 中学校教諭2種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第7）

免許状の種類		中学校教諭2種免許状				
有することを必要とする学校の免許状		小学校教諭普通免許状			高等学校教諭普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	3	1	2
最低修得単位数		11	8	7	6	5
教科に関する専門的事項に関する科目		7	5	5	—	—
各教科の指導法に関する科目		2	1	1	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	—	—	—	1	1
	生徒指導の理論及び方法	2	2	1	1	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目		—	—	—	3	2

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、中学校（義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部を含む。）において当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。

(3) 高等学校教諭1種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第7）

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状	
有することを必要とする学校の免許状		中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2
最低修得単位数		9	6
各教科の指導法に関する科目		1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
大学が独自に設定する科目		6	4

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎となる免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該免許状に係る教科を担当した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習（隣接校種免許取得のための講習としての認定を受けている講習）、公開講座等で修得することが必要です。